

【次の場合に「実務経験証明書」が必要となります。】

- 1 第一種電気工事士の認定を申請する場合（規則第5条第1項）
- 2 第一種電気工事士免状の交付を申請する場合（規則第6条）

【「実務経験証明書」としては、次に掲げるものを有効とします。】

- 1 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- 2 申請者が、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められているもの又は過去において認められていたものである場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - (1) 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者
 - (2) 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者
- 3 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - (1) （一財）電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者
 - (2) 各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者
 - (3) 二以上の電気工事業者等

【「実務経験証明書」は、次のとおりです。】

- 1 前記1の場合には、様式1を使用すること。
- 2 前記2の(1)の場合には様式2を、2の(2)の場合には様式3を使用すること。
- 3 前記3の場合には、様式1を使用すること